

(一社) 静岡県建設業協会 会長 様

静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課長

静岡県盛土等の規制に関する条例における水質調査の運用見直し  
について (通知)

日頃から、静岡県の盛土行政への御理解、御協力を賜りまして、ありがとうございます。

静岡県盛土等の規制に関する条例において規定されている、定期及び完了時の水質調査の運用について、下記のとおり見直しを行いましたのでお知らせします。

つきましては、貴団体の会員の皆様に対して、このことを周知していただきますようお願いいたします。

なお、本見直しは、現在許可を受けている事業及び申請中の事業にも適用されません。

記

■改正の理由及び内容

水質調査について、現行の運用では、大気汚染等の盛土等以外の要因の影響を受けることが懸念されることから、下記のとおり水質調査が必要となる盛土等及び採水方法について見直しを行いました。

【現 行】

水質調査が必要な盛土等	<b>原則全て。</b> ※ 浸透してしまうなど、採水ができない場合は調査不要。
採水方法	盛土等区域と公共用水域との接続部(集水柵や調整池放流口等)にて、盛土等区域から排出される水を採取。 ※ 降雨時以外には採水可能な排水がない場合は、定期報告や完了の前後 1 か月以内にできるだけ排水が多く流れているとき(降雨時前後等)に試料を採取。

【見直し後】

盛土等を行おうとする <u>区域内的の流水や湧水</u> を排除するために構造基準に基づき設置される <u>地下水排除工(暗渠工等)</u> から採水できる場合。 ※ 地表面の雨水の集水による調査は不要。
湧水等を排除するために <u>盛土内に設置した地下水排除工から排出される水</u> を採取。 ※ 定期報告や完了の前後 1 か月以内にできるだけ排水が多く流れているとき(降雨後等)に試料を採取。

問合せ先 盛土対策班

電話番号 : 054-221-2137

E-mail : moridoll10@pref.shizuoka.lg.jp